

27知保第1069号

平成28年1月19日

食の安全・市民ホットライン

食の安全・監視市民委員会

代表 神山美智子様

愛知県知多保健所長



「集団食中毒事件」における営業自粛要請の指導徹底を求めます」
について（回答）

平成27年12月18日付け15FSCW第20号の要望については、下記のとおりです。

記

- 1 「タマセイキッズランチ」が知多保健所の営業自粛要請を無視しての営業を継続したとの報道は事実でしょうか。また、仮に事実であった場合、貴所はどのような対応を講じたのでしょうか。

（回答）本所ではタマセイキッズランチに対し、平成27年12月12日に営業の自粛を要請しました。平成27年12月13日にタマセイキッズランチから、会社の決定事項として「14日は営業し、15日以降は自粛する」旨の連絡がありました。なお、営業の自粛要請は食品衛生法（以下「法」という。）に基づく行政処分ではありません。

- 2 2015年12月15日現在、「タマセイキッズランチ」の公式ホームページには、集団食中毒事件の詳しい経緯や保健所からの営業自粛要請を無視した原因など記載されていないので、「消費者」や「事件被害者」に対する説明責任や情報公開は不十分といえますが、貴所はそれに対する監視指導などを行わないのでしょうか。

（回答）本所では法に基づき業務を行っています。ご質問にあります食品営業者がホームページに情報を記載することにつきましては法に基づく行為

ではないため、監視指導は行っていません。

- 3 また、貴所は今回事案（保健所からの営業自肅要請の無視）の問題点や再発防止策が示されていませんが、再発防止策などを策定し、公式ホームページ等で公表しないのでしょうか。

（回答）記書き1（回答）のとおり、営業の自肅要請については法に基づく行政処分ではありませんが、食中毒が疑われた場合の自肅について今後とも引き続き強く要請していきます。また、食品製造者の自肅状況については公式ホームページで公表はしておりません。

担 当 環境・食品安全課

電 話 0562-32-6211

FAX 0562-33-7299